

審 議 結 果 速 報

(令和5年3月13日)

# 陳 情 5 年 教 育 第 6 号

鳥 取 県 議 会

## 審 議 結 果 速 報

令和5年2月定例会

## 陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年－6 ( R5.2.8 )	教 育	国による学校給食無償化を求める意見書の提出について	不 採 択 ( R5.3.13 )
<b>▶陳情事項</b> 国による学校給食費の無償化を求める意見書を採択し、国会及び政府に提出することを求める。			

## ▶所管委員長報告（R5.3.13本会議）会議録暫定版

学校給食法の規定により、小中学校における給食の運営に要する経費のうち食材料費については保護者の負担とされていますが、準要保護世帯に対する給食費の補填については、地方財政措置を受けて各市町村が助成していること、また、食材料費の高騰による値上げ分については、国の交付金の活用により、多くの市町村で保護者負担の軽減を図っているなど、国において限られた財源の中で給食費の負担軽減に向けた一定の措置が講じられていることから、不採択と決定いたしました。

**▶陳情理由**

貧困と格差が広がる中、コロナ禍と物価高が子育て家庭の家計を直撃している。学校給食の食材費も高騰を続け、地方自治体の努力によって家庭負担が抑制されている。こうした中、家庭負担を減らし子育てしやすい環境を整えようと鳥取県内でも若桜町、智頭町、大山町、日野町、江府町で完全無償化が始まっている。

子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、肥満ややせの増加など、問題は多様化、深刻化してきている。

地域を理解する事や食文化の継承、自然の恵みなどを理解するうえで、食は重要な教材である。学校給食は食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられている。公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められている。

子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、また、子どもたちの健やかな発達を保証するためにも、国の責任による学校給食費の無償化が強く求められている。

以上の趣旨に沿って、国に対する意見書を提出することを求める。

**▶提出者**

新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

教育委員会（体育保健課）

**【現 状】**

- 1 小中学校における給食の運営に要する経費のうち、学校給食法の規定により、学校給食に従事する職員の人件費、施設及び設備に要する経費以外の経費（食材料費）については保護者の負担とするものとされている。
- 2 公立小中学校における学校給食費（食材料費）については、学校設置者である各市町村において、それぞれの地域の実情に応じて判断・決定し、負担軽減のための助成も行っている。また、学校給食の食材料費の高騰による学校給食の値上げ分については、15市町村において国の「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を活用し、保護者負担の軽減を行っている。  
※各市町村の助成状況（食材料費の高騰に伴う令和4年度限りの助成を含む。）
  - ・無償化 … 5町（若桜町、智頭町、大山町、日野町、江府町）
  - ・一部助成 … 13市町村
  - ・助成なし … 1市（鳥取市）※準要保護世帯については、各市町村で助成している。
- 3 なお、準要保護世帯に対する学校給食への補填については、三位一体改革により平成17年度に国の補助が廃止され、地方財政措置が行われている。